

# 第7回廃棄物処理制度専門委員会

## 参考資料

# 産業廃棄物処理業の許可の基準

## 1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

### 収集運搬業

- ① 廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

### 処分業

- ① 廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
- ② 保管施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

## 2 申請者の能力

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

- ① 収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ② 収集運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

## 3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと

# 経理的基礎について

適正処理の確保のためには  
廃棄物処理業者の質の向上が必要

平成3年改正

許可申請者の能力について、技術的要件だけでなく、  
資力要件も考慮できることとした

## 現行の経理的基礎の考え方

- 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書面などの内容を審査し、経理的基礎を有するか否かを判断する。
- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にする。
- 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断するためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当）。
- 経理的基礎を有しないと判断する場合は、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ提出させ、また、商工部局、労働経済部局等の協力も求めるなどして、慎重に判断する。

# 経理的基礎の判断のため許可申請書に添付する書類

## ① 申請事業の開始に要する資金の総額の資料

事業の開始・継続に必要とされる一切の資金をいい、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれる。

## ② 申請事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類

資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載したもの。

利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載したもの。

## ③ 申請者が法人の場合

直前3年の、  
各事業年度の賃借対照表、  
損益計算書、  
法人税の納付すべき額、  
納付済額を証する書類  
(確定申告書の写し・納税証明書)

## ③ 申請者が個人の場合

資産に関する調書、  
直前3年の  
所得税の納付すべき額、  
納付済額を証する書類  
(確定申告書の写し・納税証明書)

# 廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準(1)

## 1 保管場所

- ① 周囲に構造耐力上安全な囲いが設けられた場所であること
- ② 保管場所の掲示板を設置し、必要な事項(※)を表示していること  
(※ 保管する廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名・名称・連絡先、屋外で容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さの上限)

## 2 保管場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

### 公共の水域・地下水の汚染防止

汚水が生ずるおそれがある場合は、水質汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと

### 廃棄物の積上げ高さの制限

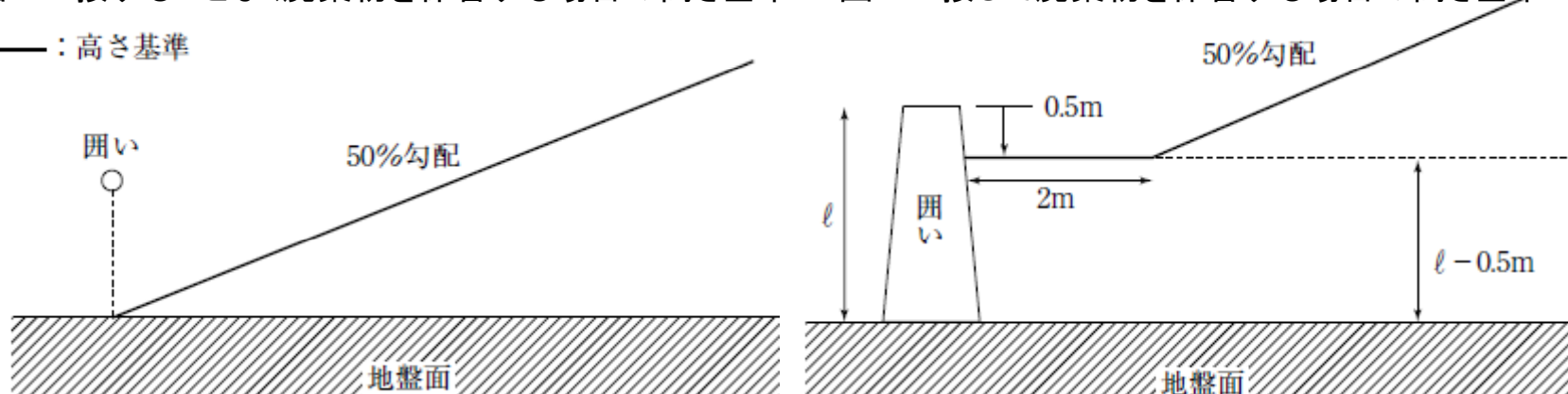
屋外で容器を用いずに保管する場合に飛散流出や崩落等のおそれが生じないように、保管の場所の囲いの状況に応じた積上げの高さが、高さ基準を超えないようにすること

### その他必要な措置

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため必要な措置を講ずること

囲いに接することなく廃棄物を保管する場合の高さ基準      囲いに接して廃棄物を保管する場合の高さ基準

———：高さ基準



# 廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準(2)

## 3 公衆衛生上の管理

ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

## 4 保管期間の制限（産業廃棄物）

適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

産業廃棄物の処分等の方法は、その産業廃棄物の種類、性状等に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、コンクリート固化、ばい焼、分解、溶融、洗浄、分離等多種多様にある。

適正な処分等を行うために必要となる保管の期間は、こうした処分等の方法や処理施設の処理能力によって異なるものであるため、一律に保管期間を規制するのではなく、処理施設の処理能力に応じて、保管数量の上限を個々に定めることとされている。

## 5 保管数量の制限（産業廃棄物）

産業廃棄物の処分等を行うための保管と称した過剰保管を防止するため、処分等のための保管数量が、原則として、処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

# 中間処理施設における保管のイメージ

焼却施設において廃プラスチック類を保管する場合の例

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること

害虫が発生しないようにすること

保管数量が処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

見やすい場所に掲示板を設けること

- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者氏名
- ・連絡先
- ・最大保管高さ
- ・最大保管数量

汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝を設けるなどの対策を講じるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと

積み上げる高さが制限を超えないこと

安全な囲いが設けられた場所であること

保管期間は、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

縦横それぞれ60cm以上

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数	量
管理者	氏名
	連絡先
保管の高さ	



# 中間処理業者が産業廃棄物を過剰保管した事例 1

## ＜概要＞

廃棄物処分業（破碎）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m<sup>3</sup>（面積約6,400m<sup>2</sup>、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。





# 中間処理業者が産業廃棄物を過剰保管した事例2

## <概要>

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破碎物等を約9,500m<sup>3</sup>（面積約2,000 m<sup>2</sup>、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



# 行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号  
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛  
産業廃棄物課長通知

## 行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

## 行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

## 刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は、将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

## 事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保するべきではない。

# 行政処分の公表について

◇ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分(取消処分、停止処分、改善命令、措置命令)を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。

この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能であること。

◇ 公表する内容としては、少なくとも被処分者及び命令の内容が必要であるが、その詳細については、個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断されたいこと。

◇ 公表の手段としては、行政処分を行った時点で速やかにホームページ等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

◇ なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましいこと。



# 欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、  
使用人(支店長など) など

欠格要件

- 破産者 等

- 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

\* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

# 欠格要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立てないという状況。

- 産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、
- 既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。

法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。



# 取消処分の義務化が導入された背景

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

- ・平成12年改正によって、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化

年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に「行政処分の指針」(通知)を自治体向けに発出し、  
厳格な処分を行うよう指示

自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため  
手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、  
「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

## <効果>

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少する。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかの場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。  
→ 自治体からも賛成意見が多数。

現在の取消件数は年間700件程度。

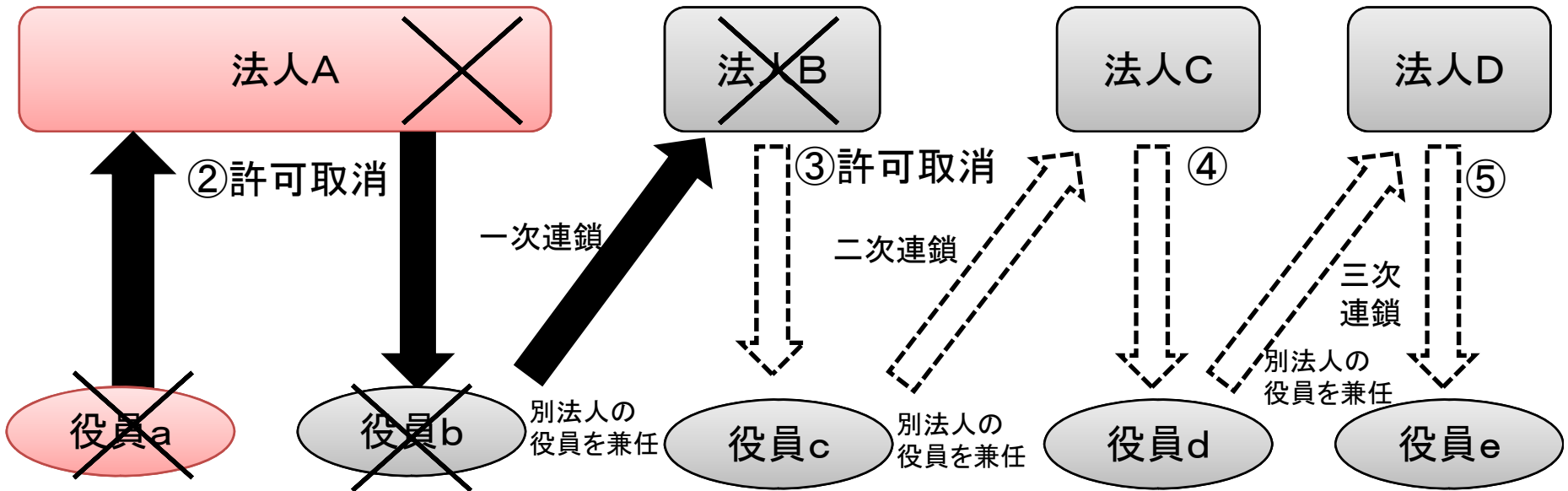
# 欠格要件の強化の変遷

昭和51年	平成3年	平成9年	平成12年	平成15年	平成17年
<p>&lt;創設&gt;</p> <p>◇ 廃掃法違反で罰金刑、許可取消から2年を経過しない者</p>	<p>&lt;要件追加&gt;</p> <p>◇ 禁錮以上の刑から5年を経過しない者</p> <p>◇ 環境保全法令又は刑法上の罰金刑から5年を経過しない者</p> <p>◇ 役員・使用人等が欠格要件に該当する法人</p>	<p>&lt;要件追加&gt;</p> <p>◇ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反により罰金以上の刑から5年を経過しない者</p> <p>◇ 許可取消法人の役員</p> <p>◇ 役員範囲を拡大、名称にかかわらず法人に対し、実質的に役員と同等以上の支配力を有する者（<u>黒幕規定</u>）</p>	<p>&lt;要件追加&gt;</p> <p>（産廃のみ）</p> <p>◇ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>◇ 暴力団員等が事業活動を支配する法人</p> <p>◇ 廃棄物処理施設の設置許可においても、設置者の人的要件を許可基準に追加し、欠格要件を導入</p>	<p>&lt;要件追加&gt;</p> <p>◇ 聴聞通知後に廃業（許可の取消逃れ）した者</p> <p>&lt;取消義務化&gt;</p> <p>◇ 欠格要件に該当することとなった業者等について、許可権者の許可取消を義務化</p>	<p>&lt;要件追加&gt;</p> <p>（産廃のみ）</p> <p>◇ 暴力団員等が事業活動を支配する個人</p> <p>◇ 不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合を取消事由に追加</p> <p>◇ 欠格要件に該当するに至った場合の届出を義務化</p>

# 無限連鎖問題について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

①法人が欠格要件に該当



①法人Aの役員a  
が欠格要件に該当

第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。

# 暴力団等反社会的勢力の関与の状況について

## 廃棄物の不適正処理に関与している事例

(出典:「平成20年度暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書」  
(環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課))

産業廃棄物処分料をコストダウンさせるために、無許可業者へ搬入しており、裏で反社会的勢力が関与していると聞いている。最終処分地の利権をめぐる抗争に暴力団等が関与していると聞いている。

ある管理型最終処分場では、正門からは廃棄物を正規に受け入れ、裏門からは暴力団関係会社が土砂運搬と称して残土処分場へ搬出しており、この処分場はいつまでも埋まらないこととなっている。

暴力団等反社会的勢力、政治家の同族会社から、産業廃棄物の収集運搬・処分をさせてほしいと要求された会社がある。日常的に工事現場や工事現場事務所に来るらしい。

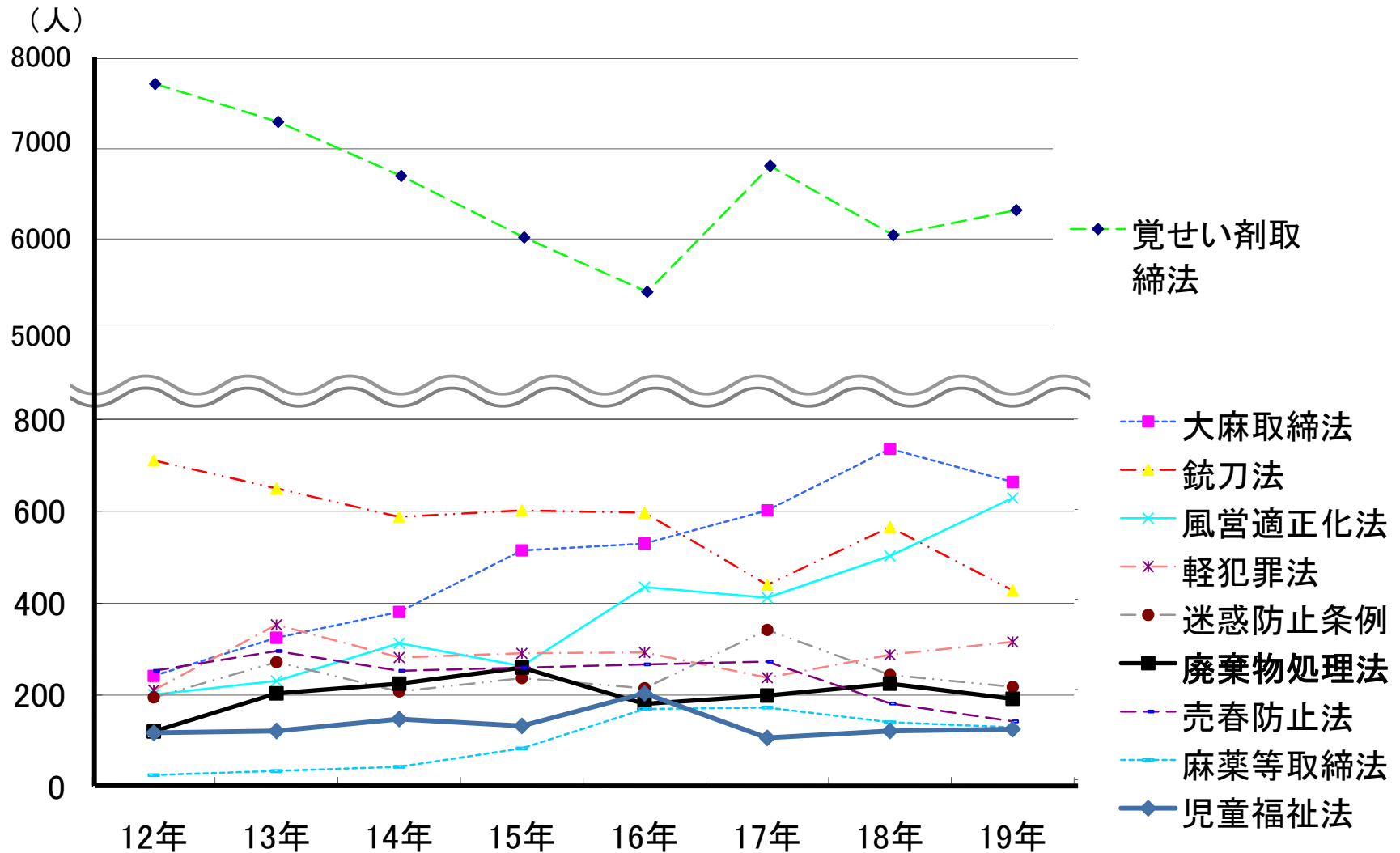
管理型最終処分場、安定型最終処分場等の場合には、設置許可後、計画者の資金ショートによりその権利が売買されることが多く、この場合はほぼ100%近く暴力団等が関与する。

## 暴力団を排除した事例

(出典:「平成19年の暴力団情勢」  
(警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、企画分析課))

暴力団組長が、同人の妻が代表を務める産業廃棄物収集運搬業者の事業を支配していた事実が明らかになったことから、同業者の業許可を取り消した。

# 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較



出典：平成19年暴力団情勢(平成20年4月 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、同部企画分析課)



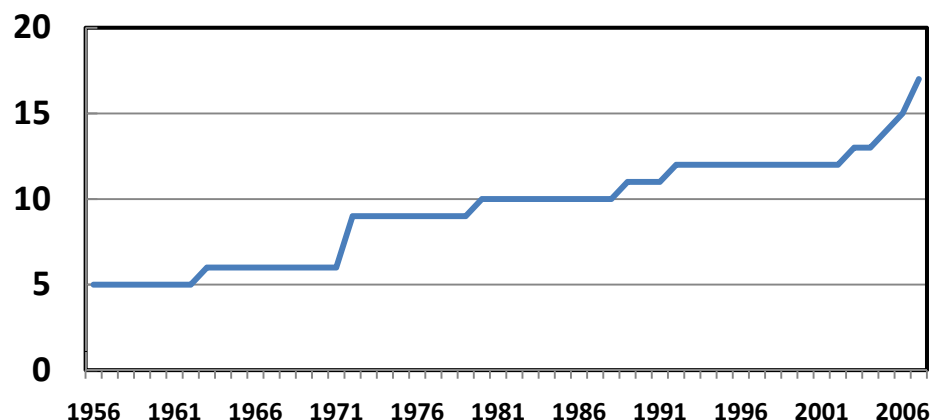
# 産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体について

## 1. 都道府県

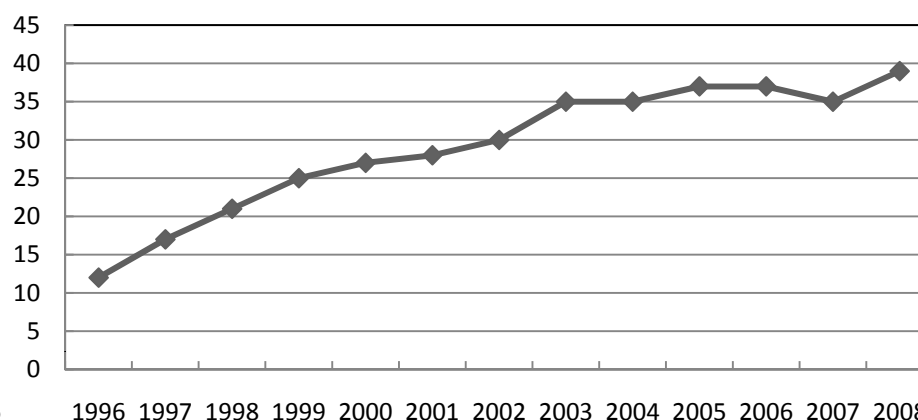
## 2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)

- ① 地方自治法上の政令指定都市(18市)
- ② 地方自治法上の中核市(41市)
- ③ その他廃棄物処理法施行令で定める市(3市)

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

事業内容に変更が無くとも、政令市の増加に伴い必要となる許可件数が増加する場合がある。

# 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

## 許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量
積替保管を行う場合それに関する事項
①所在地 ②面積 ③積替保管を行う産廃の種類 ④積替保管上限 ⑤積上高さ上限

## 許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、  
県の判断で省略させることが可能。

# 申請書記載項目等の変更の経緯

## 平成3年の動き

処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化

許可基準に、資力要件を追加

## 追加された項目等

事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

経理的基礎に関する書類を追加

## 平成9年の動き

欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加

積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加

積替保管に関する事項を追加

## 平成17年の動き

欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

# 許可手続の合理化に関する考え方

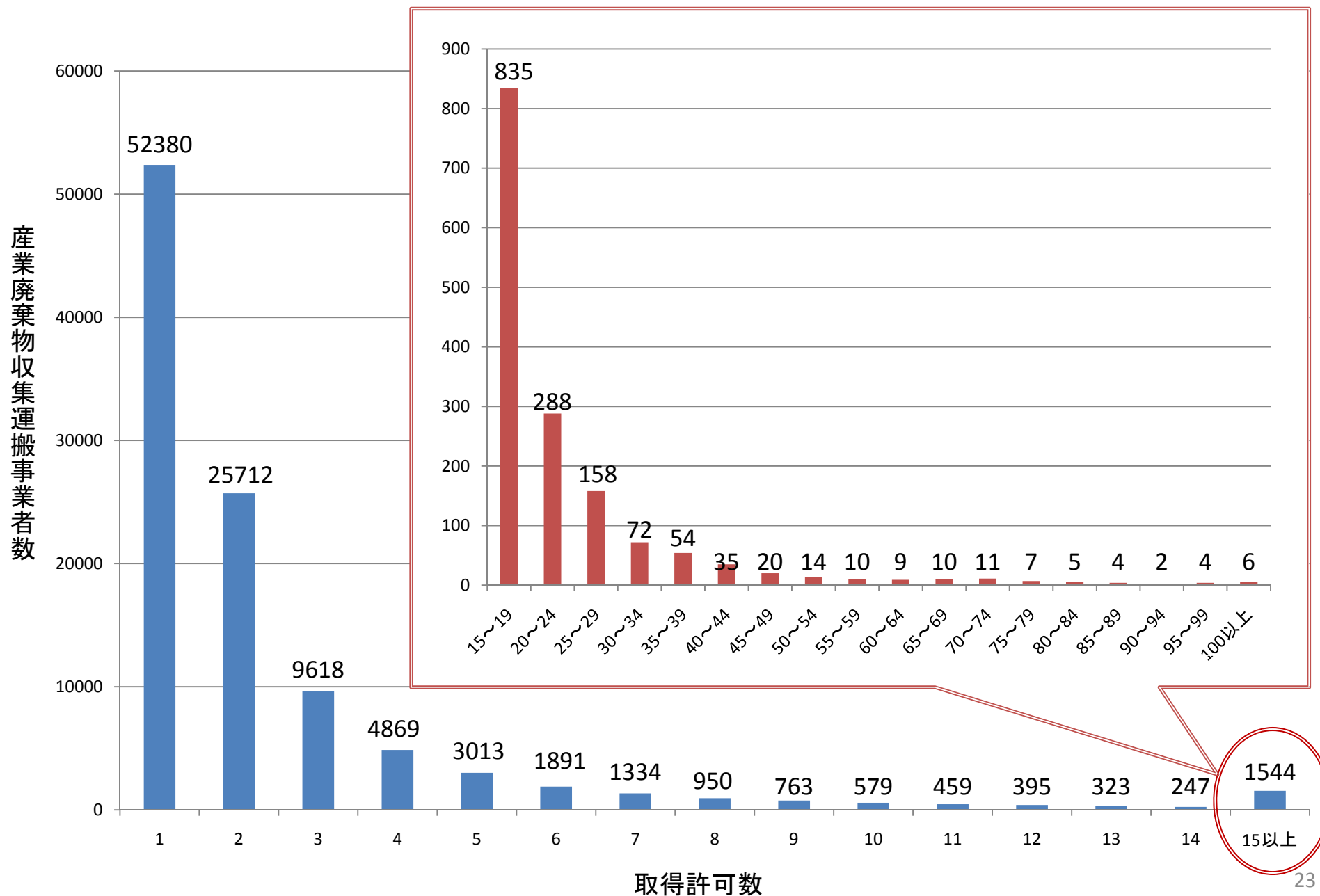
今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)  
(平成14年11月22日中央環境審議会)

都道府県知事の行政処分権限を積極的に行使することで進めている産業廃棄物分野の構造改革が緒についたばかりであり、未だ住民の廃棄物処理に対する不信感、不安感が払拭されていない現状



- ① 当面、許可の特例制度の活用により、広域的・効率的なリサイクル等を促進
- ② 一都道府県における許可取得でもって他の都道府県における許可手続を合理化することについては、産業廃棄物分野の構造改革の進捗状況等に応じて引き続き検討すべき。

# 産業廃棄物収集運搬業者が取得している許可件数





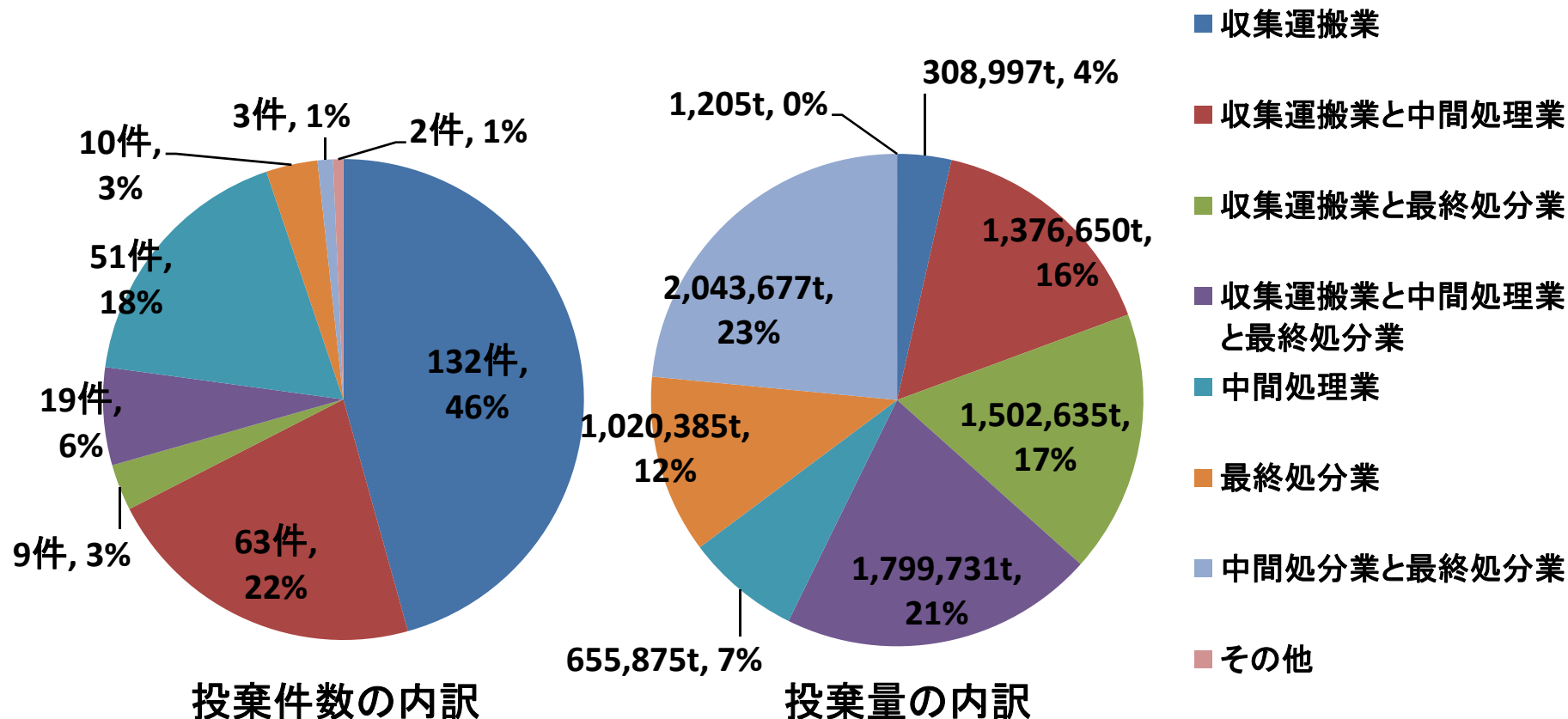
# 産業廃棄物処理業の許可件数の内訳

	収集運搬業					処分業						
	積替あり		積替なし		計	中間処理		最終処分		中間・最終		計
	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃		産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	
都道府県	9201	977	122423	11845	144446	8869	539	422	29	606	24	10489
政令市	2386	390	109782	11557	124115	3026	285	107	21	125	4	3568
全国計	11587	1367	232205	23402	268561	11895	824	529	50	731	28	14057

(産業廃棄物行政組織等調査報告書 平成17年度実績より)

# 産業廃棄物処理業者による不法投棄事案の内訳

平成19年度末までの残存事案



許可業者による不法投棄事案のうち、  
223件(78%)、4,988,013t(58%) は収集運搬業者が関与

# 収集運搬に伴う積替保管の問題事例について

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m<sup>3</sup>、面積1500m<sup>2</sup>、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m<sup>3</sup>積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。



# 優良性評価制度について

## 優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

## 優良性評価の基準

### 遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

### 情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

### 環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

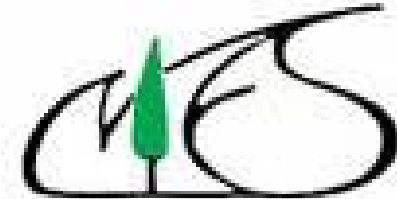
ワンランク上の優良企業を目指す  
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を  
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

# 優良性評価認定を受けていることを入札要件 としている取組

(独)国立環境研究所



## 平成20年度の不用試薬類の収集運搬及び 処分業務の入札要件化

### 仕様書の一般事項

- ① 電子マニフェストを使用すること
- ② 都道府県・政令市のいずれか一箇所以上で  
優良性評価基準の適合確認を受けていること



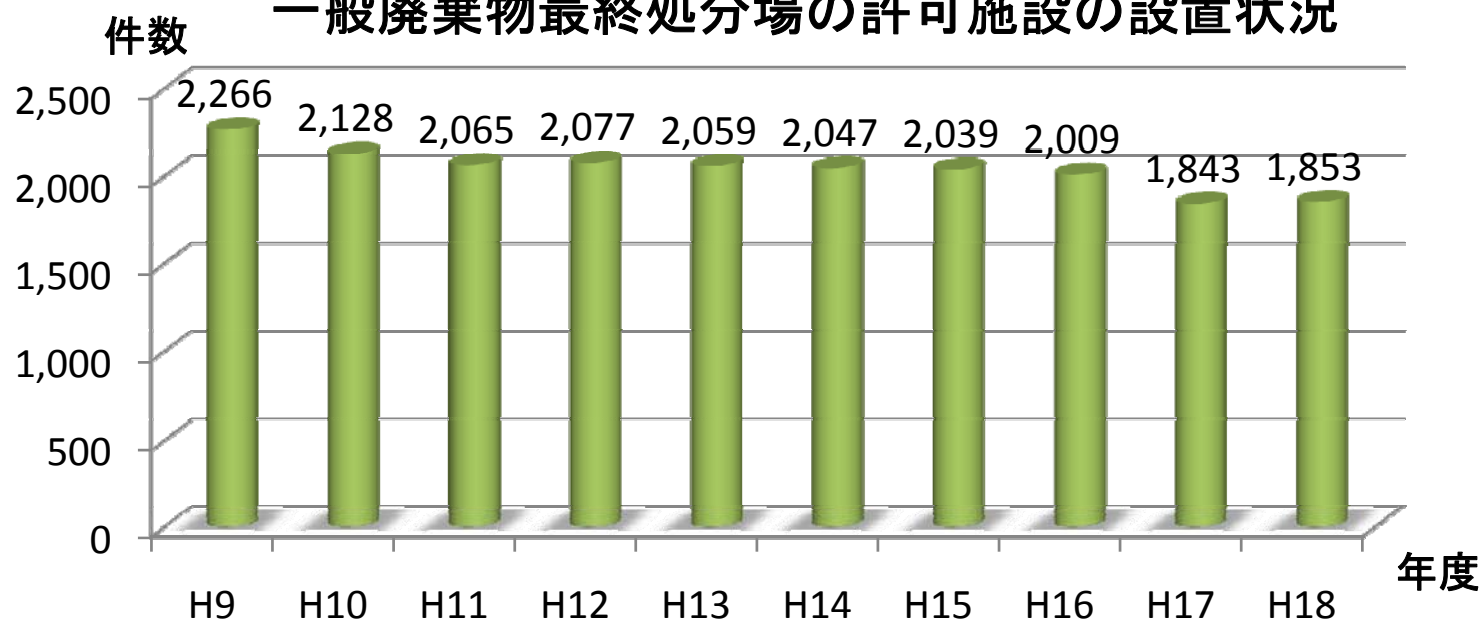
# 一般廃棄物中間処理施設の設置状況について

(平成18年度実績)

## 一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,301
民間	319
最終処分場	1,853
民間	114

## 一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



# 産業廃棄物中間処理施設の設置状況について

(平成18年4月現在)

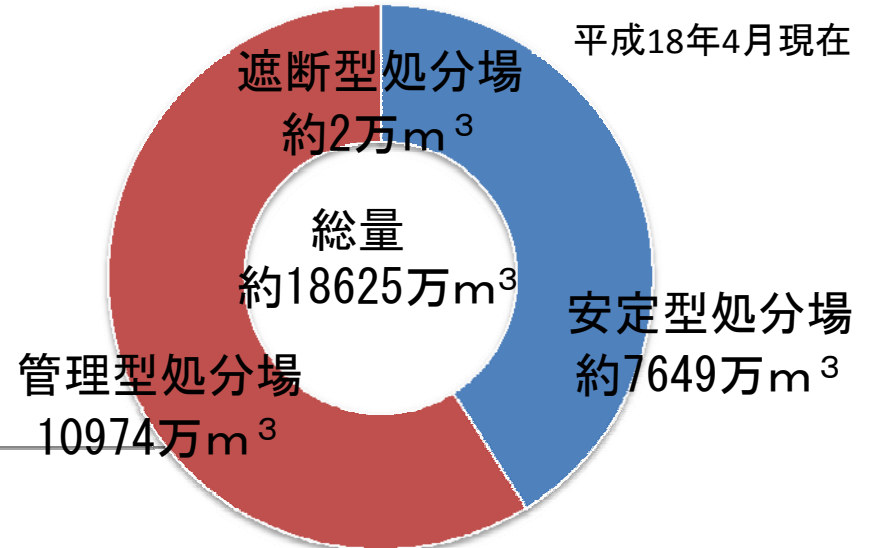
区 分	施設数	平成17年度分 新規施設数
汚 泥 の 脱 水 施 設	4,810	79
汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 機 械 )	242	15
汚 泥 の 乾 燥 施 設 ( 天 日 )	73	2
汚 泥 の 焼 却 施 設	679	16
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	256	9
廃 油 の 焼 却 施 設	639	14
廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	186	3
廃 プラスチック類の破砕施設	1,286	192
廃 プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破砕施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
P C B 廃棄物の焼却施設	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	16	1
P C B 廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合 計	19,164	964

# 産業廃棄物最終処分場の状況について

安定型最終処分場の割合  
最終処分場残存容量の総量の約40%  
最終処分場施設数の約60%

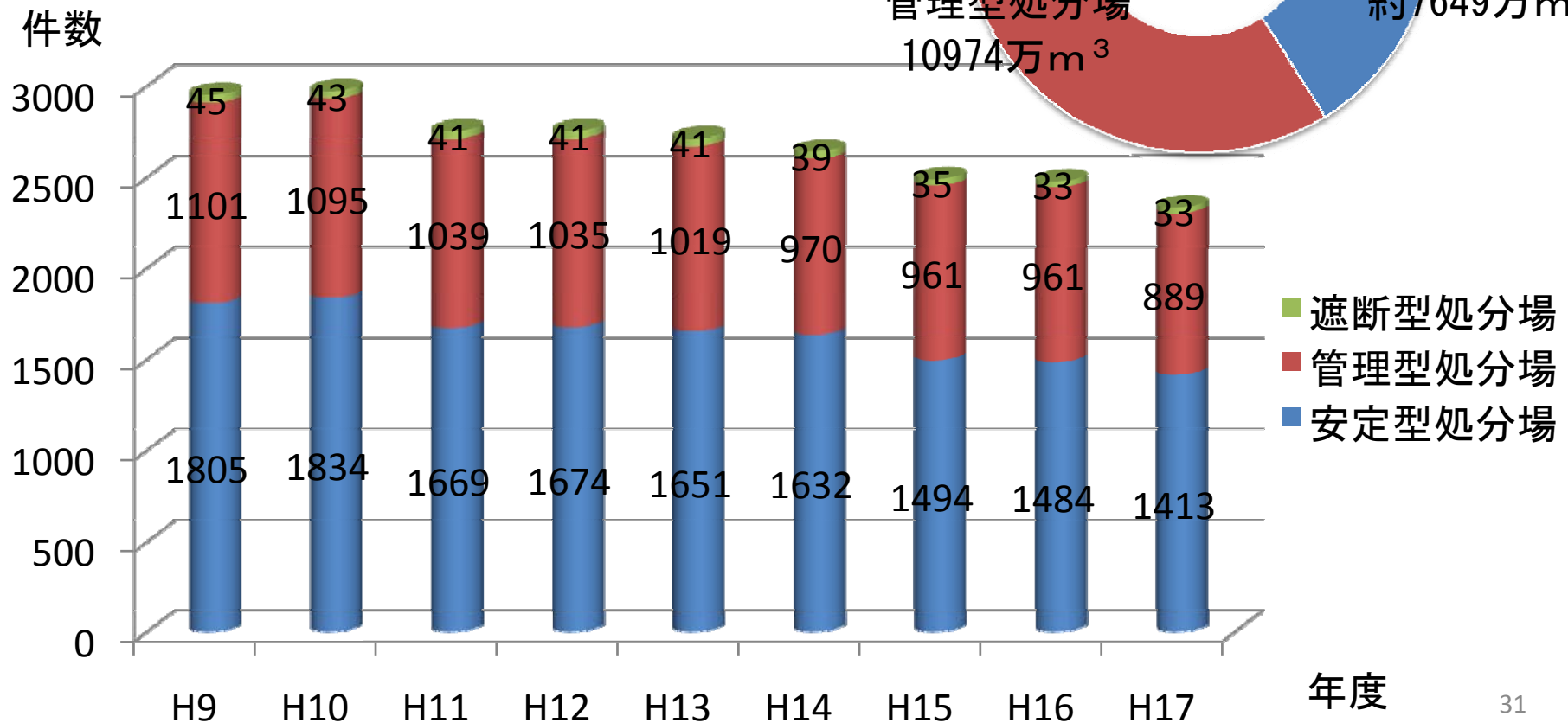
## 産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



## 産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

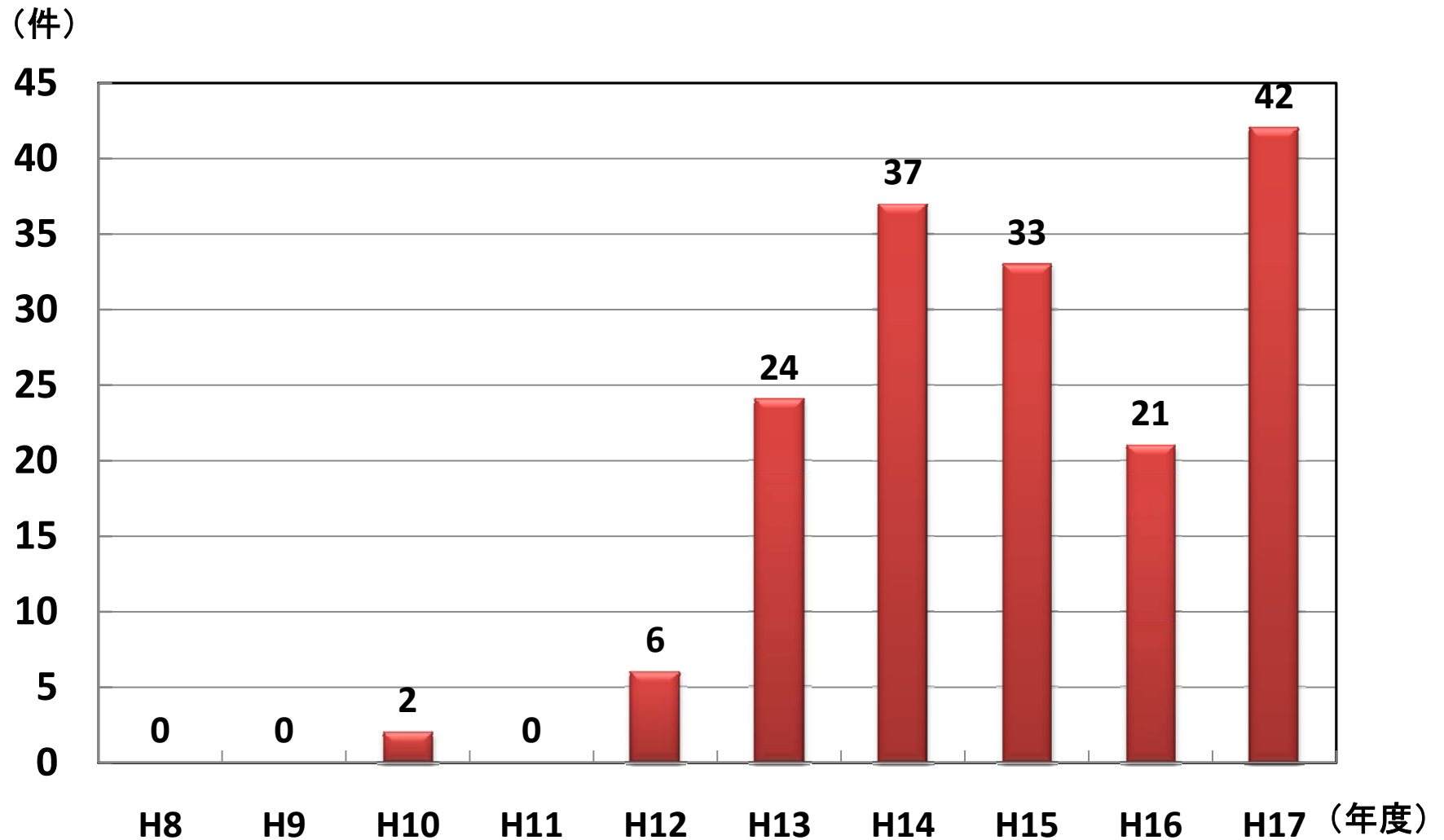


# 産業廃棄物最終処分場の新規設置状況について（平成17年度）

（平成18年4月現在）

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0

# 産業廃棄物処理施設の取消処分件数



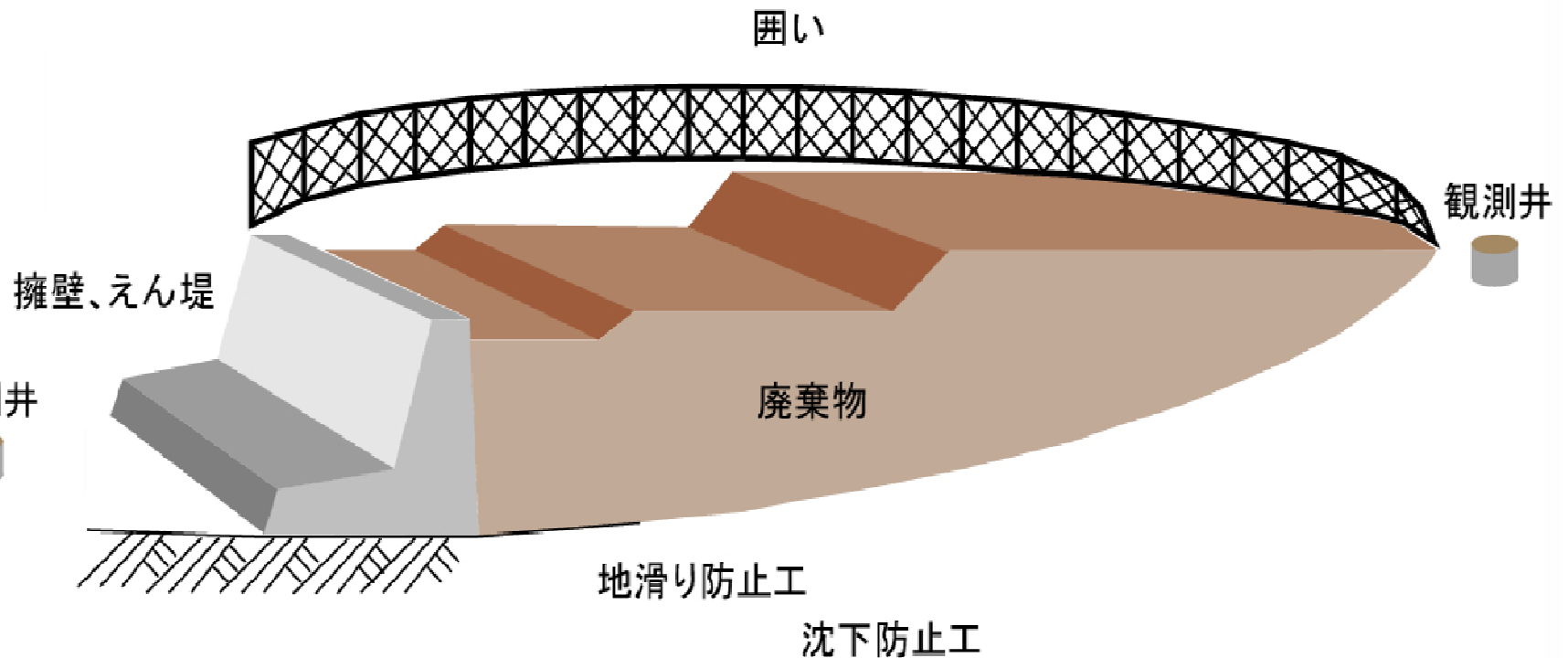
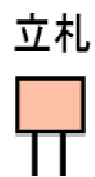
法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数の推移

# 安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

<構造のイメージ>





# 安定型産業廃棄物について

## 廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装（不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの）を除く。

## ゴムくず

## 金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装（不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

## ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装（不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの）、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

## がれき類

## 環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物など

# 安定型最終処分場に係る規制の変遷

## 平成9年法改正等

### ■施設許可手続の強化

- ・設置許可の対象を、それまでの3000㎡以上の最終処分場から、全ての最終処分場に拡大
- ・設置手続として、生活環境影響評価の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取、利害関係人の意見提出、専門的知識を有する者の意見聴取の手続を義務付け

### ■維持管理状況の記録作成、閲覧制度の制定 ■廃止確認制度を導入し、廃止基準を制定

### ■安定型産業廃棄物の範囲の見直し

- ・廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管・板、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを、安定型産業廃棄物から除外

### ■安定型産業廃棄物以外の混入又は付着の防止措置の義務付け

- ・分別、建設系廃棄物を選別した場合の熱しゃく減量を5%以下

### ■構造基準・維持管理基準の強化、明確化

- ・搬入管理の強化(展開検査、浸透水の水質検査の実施) ・周縁地下水の水質検査の実施

## 平成16年法改正等

### ■ミニ処分場等に係る廃棄物の埋立処分基準の明確化 (放流水の水質維持、周縁地下水の水質確認等)

### ■残余容量の定期的な把握、記録作成、閲覧制度の義務付け

### ■維持管理積立金制度の対象を、新設の安定型処分場に拡大

## 平成17年法改正等

### ■維持管理積立金制度の対象を、既存の安定型処分場に拡大

### ■安定型産業廃棄物の範囲の見直し ・廃石膏ボードから紙を除去したものも安定型産業廃棄物から除外

## 平成18年法改正等

### ■石綿廃棄物に係る埋立基準等の強化

# 廃棄物処理施設設置許可手続について

## 申請者

### 申請に必要な資料

- ・申請書 ー 氏名、設置場所 ー 施設の設置計画 ー 施設の種類 ー 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

## 都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

### 許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

設置者自らによる  
点検・機能検査

専門的知識を有する者の意見聴取

# 生活環境影響評価（ミニアセス）の項目

1	設置しようとする施設の種類・規模、処理する産業廃棄物の種類を勘案し、施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものとして調査を行った項目（生活環境影響調査項目）
2	生活環境影響調査項目の現況、その把握の方法
3	施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を、予測するために把握した、水象、気象その他自然的条件、人口、土地利用その他社会的条件の現況、その把握の方法
4	施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度、変化の及ぶ範囲、その予測の方法
5	施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
6	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったものと、その理由
7	施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して、参考となる事項

# 廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場：平均 3年  
管理型処分場：平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

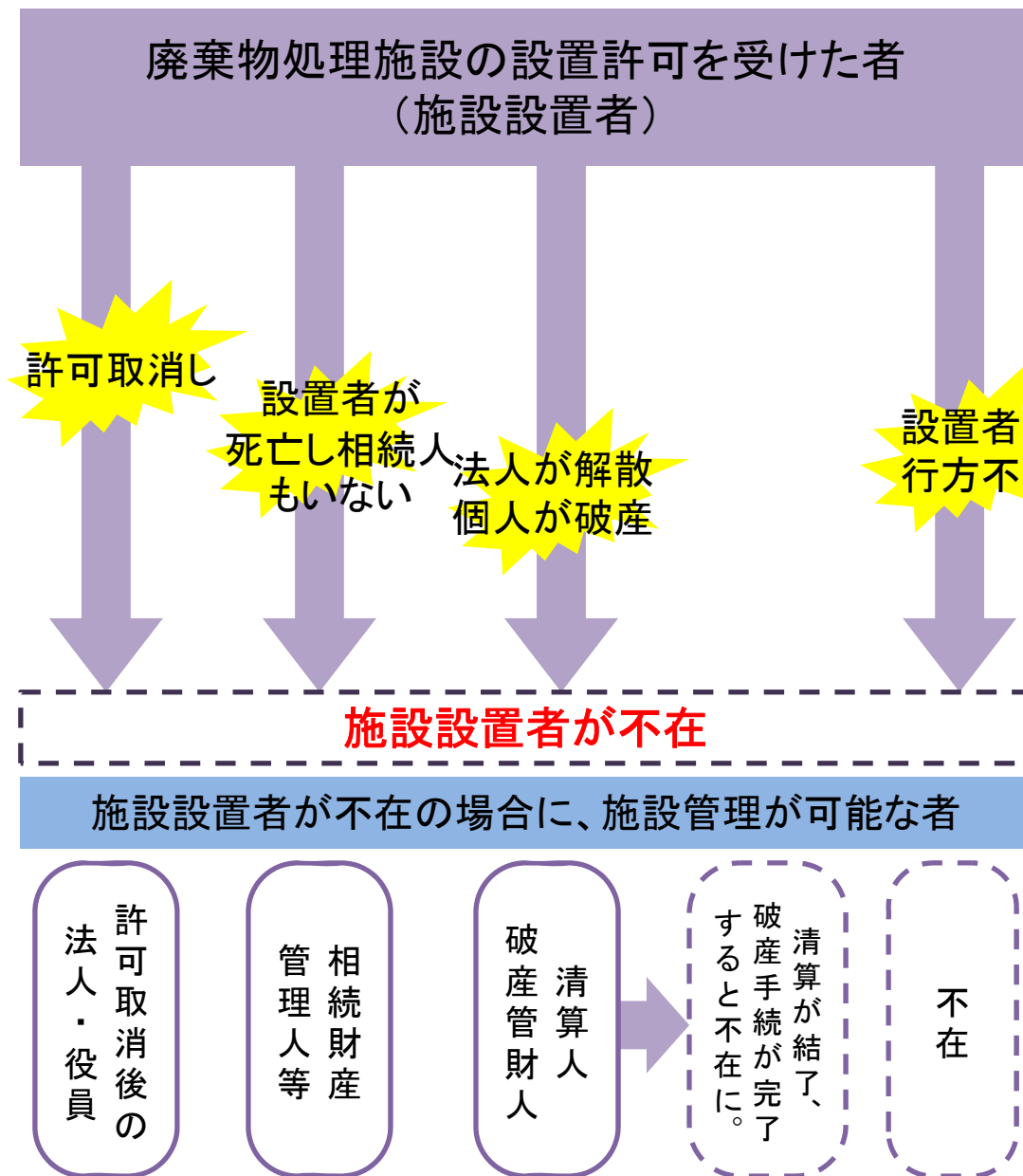
特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

# 最終処分場の設置者が不在となる場合



- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、都道府県による廃止確認を受ける義務
- 維持管理するために維持管理積立金を取り戻すことができる。

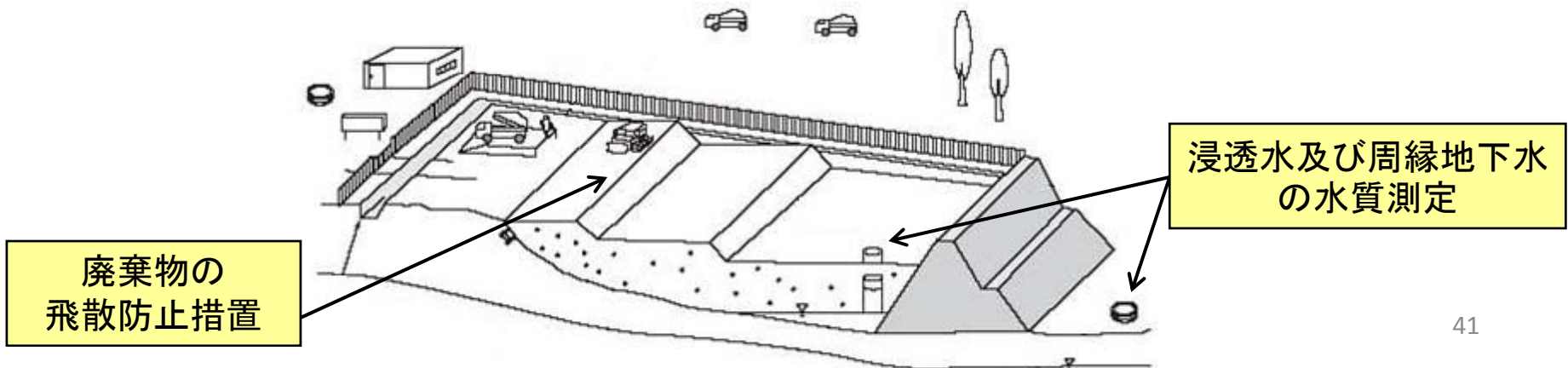
- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。



# 最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
- A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
- A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
  - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
  - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
- A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。

※ 同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



# 最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

## 維持管理費用の項目

### 埋立終了時

最終覆土費用  
法面保護工事費用  
植栽費用  
雨水排水設備費用  
ガス抜き設備費用(※)

### 埋立終了後から廃止までの期間

人件費  
施設・機器の点検費用  
施設・機器の補修費用  
浸出液処理設備運転管理費用(※)  
水質検査等モニタリング費用  
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)等

### 廃止時

管理事務所の撤去費用 等

※ 管理型処分場のみ。

## 〔 計算例 〕

### 管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m<sup>2</sup>
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年  
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m<sup>3</sup>/日

(総額)約12億円

### 安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m<sup>2</sup>
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

(総額)約8千万円

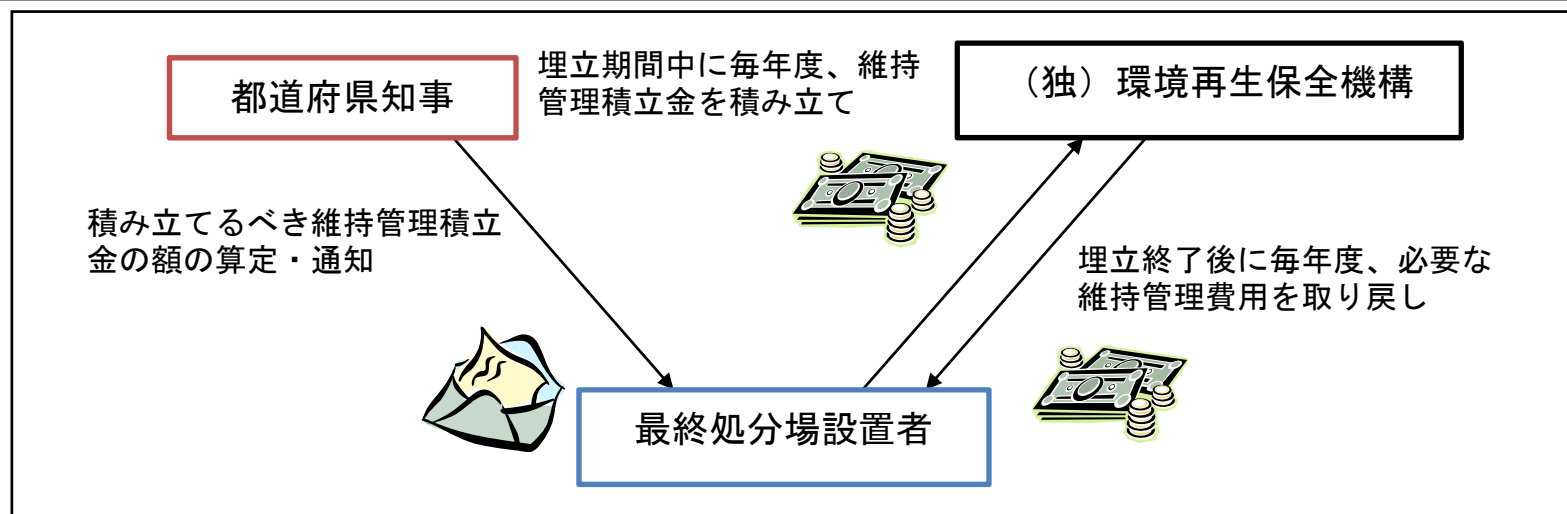
# 最終処分場維持管理積立金制度

## 制度の趣旨

最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後から、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

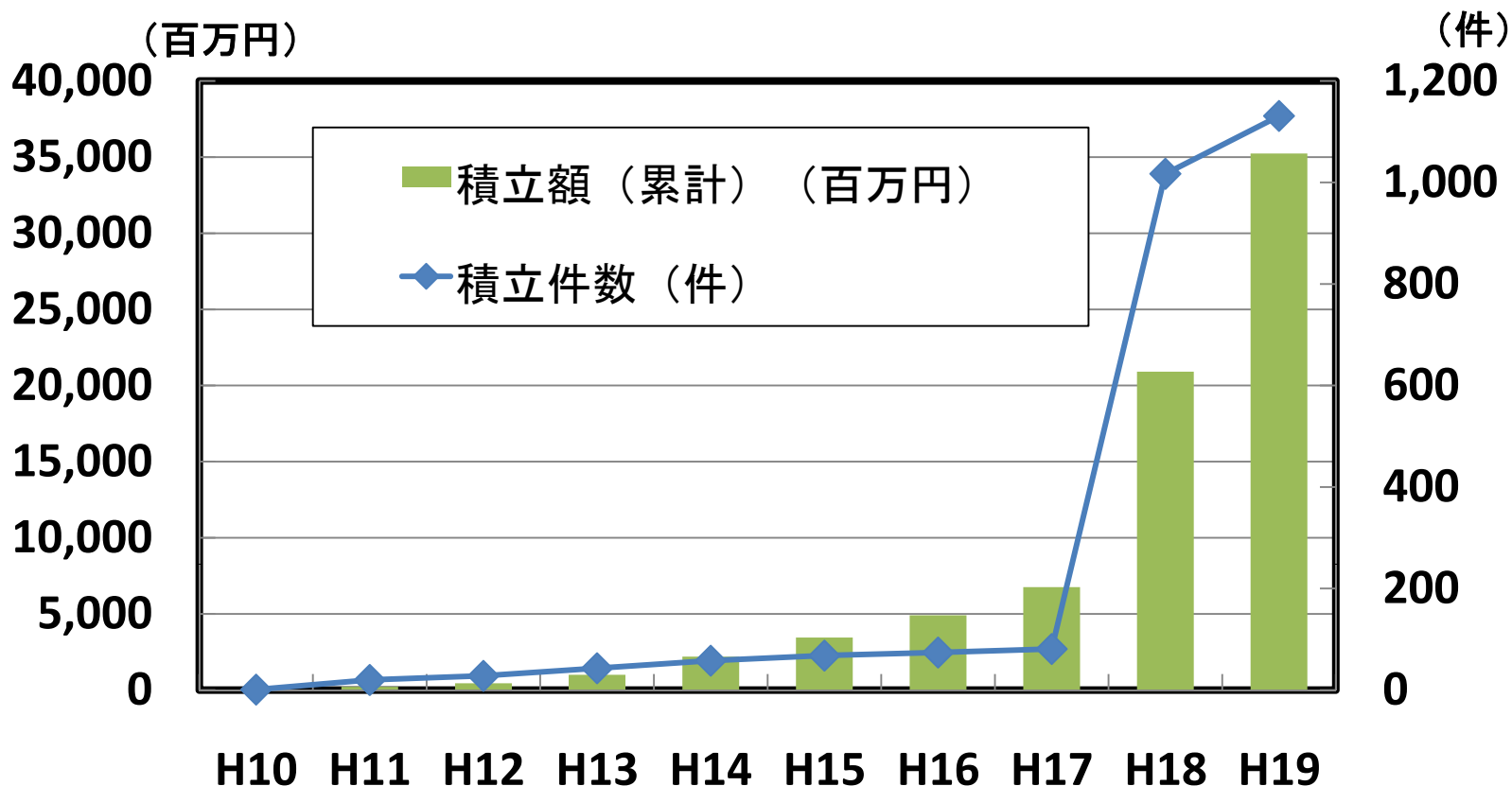
## 制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場の設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



# 最終処分場維持管理積立金の積立状況

## ○ 積立額(累計)及び積立件数



- 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大
- 積立金未収納件数 { = (通知件数) - (積立件数) } H19: 176件 (H18: 195件)

# 廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設  
の設置事業者

住民  
関係市町村

県知事  
政令市長

○ 定期点検結果、維持管理状況  
の情報公開



● 帳簿、維持管理情報等の閲覧

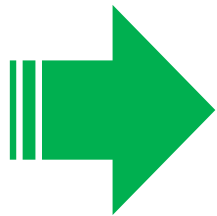
● 許可申請  
● ミニアセス結果  
の提出

○ 生活環境保全の見地  
からの意見に対する  
事業者の見解

● 施設設置に関して  
告示・縦覧  
○ 行政処分情報  
の公開

● 施設設置に関して  
生活環境保全の見地  
からの意見

● 許可審査  
○ 定期点検  
(維持管理状況、  
施設構造の確認)  
● 報告徴収・立入検査等  
による適正処理指導



廃棄物の処理による生活環境リスクの共有  
情報不足による不安感・忌避感を払拭

● : 現行法において定められている仕組み  
○ : 現行法では定められていない仕組み

# 廃棄物処理センター制度

## 産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

## 産業廃棄物処理事業の事業主体

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

事業主体	事業主体の性質・特徴
① 民間事業者	
② PFI選定事業者	
③ 株式会社(公共の1/3以上の出資)	
④ 財団法人	
⑤ 公共直営	

← 廃棄物処理法第15条の5



# 廃棄物処理センターに対する支援制度

## 国庫補助

### ①産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

### ②廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

### ③広域的廃棄物埋立処分施設整備費 (安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

## 税制上の特例措置

- ・廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

## 廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

## 産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

# 循環型社会形成推進交付金

## ～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

### 循環型社会形成推進地域計画

○対象地域 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象) → 17～20年度で延べ629の市町村が活用して、循環型社会づくりに着手。

#### ○3R推進のための目標

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(○年比△%減)
リサイクル	リサイクル率(○年比△%増)
エネルギー回収	ごみトン当たり発電電力量(OkWh/t)
最終処分	最終処分されるごみの量(○年比△%減)

【今後】  
ごみ処理事業  
のCO<sub>2</sub>削減  
量、熱利用量  
の目標設定

#### ○目標を実現するための政策パッケージ

- マテリアルリサイクル推進施設 : リサイクルセンター、ストックヤード 等
- エネルギー回収推進施設 : 熱回収施設、メタン回収施設 等
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設 : 汚泥再生処理センター、たい肥化施設 等
- 浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理
- 最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分、最終処分場再生事業
- 施設整備に関する計画支援事業 : 生活環境影響調査等 等

#### ○交付率

対象事業費の1/3を市町村に一括交付(循環型社会の形成をリードする先進的モデル施設(高効率ごみ発電施設、高効率原燃料回収施設)は対象事業費の1/2を交付)